

株式会社学研ホールディングス
コーポレートガバナンス・ガイドライン

Gakken

目次

前文	1
I 基本方針	
I コーポレートガバナンスの基本方針	1
II 機関設計等	
II-1 持株会社制	1
II-2 監査役会設置会社	1
II-3 執行役員制	2
II-3-① 執行役員の選任、報酬	2
II-4 任意の機関設置	2
II-4-① 経営会議	2
II-4-② セグメント連携会議	2
II-4-③ ガバナンス評価委員会	2
II-4-④ 社外役員連携会議	3
III 株主総会	
III 株主の権利・平等性の確保	3
III-1 諸規定の順守	3
III-1-① 反対票の分析	3
III-1-② 受任事項への対応	3
III-1-③ 少数株主への配慮	3
III-2 株主総会における権利行使	3
III-2-① 情報の適切な提供	4
III-2-② 招集通知の電子的公表	4
III-2-③ 株主総会開催日	4
III-2-④ 議決権の電子行使	4
III-2-⑤ 実質株主の議決権行使	4
IV 取締役・監査役および会計監査人	
IV 取締役会の責務	4
IV-1 取締役会の役割・責務としての戦略の方向性の決定	5
IV-1-① 戦略の具体化と内部統制の有効化	5

IV-1-②	中期経営計画	5
IV-1-③	代表取締役社長の後継者計画	5
IV-1-④	代表取締役社長の選解任手続きの検討	5
IV-2	取締役会の役割・責務としての適切なリスクテイクを支える環境整備	6
IV-2-①	取締役および監査役の報酬体系	6
IV-3	取締役会の役割・責務としての監督等	6
IV-3-①	内部統制委員会	6
IV-3-②	内部統制委員会分科会	7
IV-3-③	内部統制状況の報告	7
IV-4	受託者責任	7
IV-5	非業務執行取締役	7
IV-6	監査役・監査役会の役割・責務	7
IV-6-①	社外監査役と常勤監査役との連携	7
IV-6-②	監査役監査の実効性を確保するための体制	8
IV-7	会計監査人	8
IV-7-①	監査役会の会計監査人の評価等	8
IV-7-②	取締役会・監査役会の会計監査人への対応	8
IV-8	独立社外取締役の役割・責務	8
IV-9	独立社外取締役の活用	9
IV-9-①	独立社外取締役の情報交換・認識共有	9
IV-9-②	独立社外取締役と経営陣の連絡・調整	9
IV-10	独立社外取締役の独立性判断基準	9
IV-11	取締役会・監査役会の実効性確保の前提条件	10
IV-11-①	取締役会・監査役会のバランス、多様性、規模 および取締役・監査役の選任の方針・手続き	10
IV-11-②	取締役・監査役の他社役員との兼任	11
IV-11-③	取締役会の実効性評価	11
IV-12	取締役会における審議の活性化	11
IV-12-①	取締役会の会議運営	11
IV-13	役割・責務を果たすための追加情報提供	12
IV-13-①	透明・公正かつ迅速・果断な意思決定のため の追加情報提供および調査権限行使	12
IV-13-②	外部専門家の援助	12
IV-13-③	内部監査部門との連携	12
IV-14	取締役および監査役のトレーニング	12

IV-14-① 新任時の説明	1 2
IV-15 相談役、顧問制度	1 3
IV-15-① 相談役、顧問の業務	1 3
IV-15-② 相談役、顧問の処遇	1 3
IV-16 持株ガイドライン	1 3

V 株主・投資家に対して

V-1 資本政策	1 3
V-2 政策保有株式	1 3
V-3 会社の支配に関する基本方針	1 4
V-4 大規模買付ルール	1 4
V-4-① 当社株式の公開買付	1 4
V-5 株主の利害に重要な影響をもたらし得る資本政策	1 4
V-6 関連当事者間取引	1 4

VI 株主との対話

VI 株主との対話	1 5
VI-1 建設的対話に関する方針	1 5
VI-1-① 面談の対応者	1 5
VI-1-② 建設的な対話の促進	1 5
VI-1-③ 株主構造の調査	1 6

VII ステークホルダーおよび社会に対する配慮について

VII ステークホルダーとの協働	1 6
VII-1 グループ理念、グループビジョン	1 6
VII-2 学研グループ企業行動憲章	1 6
VII-2-① モニタリング	1 6
VII-3 学研グループこども憲章	1 6
VII-4 顧客に対する製品の提供に関する方針	1 7
VII-4-① 適正な宣伝・広告	1 7
VII-4-② 顧客等の個人情報保護	1 7
VII-5 公正な企業間競争	1 7
VII-6 社員の人権尊重	1 7
VII-6-① 社員の多様性の確保	1 7
VII-6-② コンプライアンス・コード	1 7
VII-6-③ コンプライアンス・ホットライン	1 7

VII-6-④	内部通報の取扱い	18
VII-6-⑤	内部通報の報告	18
VII-6-⑥	アセットオーナー	18
VII-7	社会への貢献	18
VII-7-①	反社会的勢力との関係断絶	18
VII-8	環境憲章	18
VII-8-①	マテリアリティ	19
VII-8-②	環境保全・保護	19

VIII 情報公開と透明性確保

VIII	適正な情報開示と透明性の確保	19
VIII-1	情報の開示方法	19
VIII-2	英語版の開示	19
VIII-3	取締役候補者、監査役候補者、執行役員 の選任理由の開示	19
VIII-4	収益力・資本効率の目標の公表	20

IX コーポレートガバナンス・コード

IX	コーポレートガバナンス・コードとの関連	20
----	---------------------	----

X 改正

X	改正	20
---	----	----

別 紙

別紙 1	取締役および監査役の報酬体系	別 1
別紙 2	業務の適正を確保するための体制および業務の 適正を確保するために必要な体制の運用状況	別 3
別紙 3	会社の支配に関する基本方針	別 6
別紙 4	【大規模買付ルール（買収防衛策）についての フローチャート】	別 8
	大規模買付ルール（買収防衛策）	別 9
	（添付資料） 特別委員会の概要等	別 1 5
別紙 5	学研グループ企業行動憲章	別 1 7
別紙 6	学研グループ子ども憲章	別 1 8
別紙 7	学研グループ環境憲章	別 2 0
別紙 8	コーポレートガバナンス・コードの各原則に対応 する記載場所	別 2 1

学研ホールディングス コーポレートガバナンス・ガイドライン

このガイドラインは、当社グループにおけるコーポレートガバナンスの枠組み、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および今後の方向性を示す目的で制定いたしました。

当社は、今後ともコーポレートガバナンスの強化に努めてまいります。

株式会社学研ホールディングス

I 基本方針

I コーポレートガバナンスの基本方針

当社取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を目指し、グループ企業価値の向上により株主の正当な利益を最大化するようグループ企業を統治することが責務であると考えております。また、中長期的な観点からグループ企業価値を向上させるためには、株主以外のステークホルダー、即ち顧客、取引先、地域社会、従業員などへの配慮が不可欠であり、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めます。そして、環境・社会・企業統治の側面から企業に求められている社会的責任（CSR）を果たしていくことも、経営上の重要な課題であると認識しております。

かかる認識は、「学研グループ企業行動憲章」でも述べているとおりです。当社グループの中核事業である教育分野や医療福祉分野の事業は、顧客と目的や価値を共有し、良質な商品やサービスを適正な対価で提供することによる諸課題の解決を使命としており、これらの取組みが社会的責任を担うものと考えております。

II 機関設計等

II-1 持株会社制

当社は、適正なグループ会社の管理・統制のもと、迅速な意思決定と機動的なグループ経営等を行うため、持株会社制を導入しております。

II-2 監査役会設置会社

当社は、監査役会設置会社を選択しております。

指名委員会等設置会社および監査等委員会設置会社の仕組みについても研究を重ね、当社にとって最適な機関設計を目指すものといたします。

II-3 執行役員制

当社では、権限の委譲による迅速な業務執行体制を維持するために、執行役員制を導入しております。執行役員は、主要事業会社の社長および当社戦略部門の長に就任し、グループ全体の戦略に基づく経営を担っているほか、セグメント連携会議を主宰しております。

II-3-① 執行役員の選任、報酬

執行役員は、能力、経験、業績等の評価を勘案し、取締役会の決議で選任しております。執行役員の報酬は、基本報酬、業績連動報酬、株式報酬型ストックオプションで構成しております。なお、退職慰労金制度はありません。

II-4 任意の機関設置

当社では、法定の機関以外にも任意の機関を設置し、統治機構のさらなる充実を図る取組みを行っております。なお、取締役の指名、報酬決定にあたっては、取締役会において、取締役会議長は社外取締役および社外監査役の適切な関与・助言を得るよう努めており、取締役等の指名、報酬に関する委員会の設置については現段階で必要とは考えておりません。

II-4-① 経営会議

経営会議は、取締役、執行役員および主要グループ会社社長で構成され、原則月1回開催し、当社の方針に基づく全般的業務執行に関する事項を協議し、必要な事項について決定するものいたします。なお、監査役は、経営会議に出席し、意見を述べるができることとしております。

II-4-② セグメント連携会議

セグメント連携会議は、当社グループの事業セグメントごとに、担当執行役員、各セグメントを構成するグループ会社社長および当社戦略部門室長で構成されており、セグメント内会社間の協業促進、事業計画の推進、セグメント内での重要事項の決定等のために開催することにより、その目的を達成しております。

II-4-③ ガバナンス評価委員会

ガバナンス評価委員会は、取締役会の承認を得て選任された当社と利害関係のない委員で構成され、年2回開催し、当社のコーポレートガバナンスを強化する観点から、企業価値および株主共同の利益の維持・向上に向けた取組みについて、客観的な立場からの意見を求めています。なお、現在、ガバナンス評価委員会は、社外役員4名および外部有識者2名の6名で構成しております。

II-4-④ 社外役員連携会議

社外役員連携会議は、社外取締役および社外監査役で構成され、年2回、社外役員が出席を求めた取締役、執行役員および常勤監査役の同席のもと当社グループに関する知見を深め、取締役会での審議の充実を図るために開催することにより、その目的を達成しております。

III 株主総会

III 株主の権利・平等性の確保

株主の権利については、実質的な平等が確保されるように適切な対応をとるとともに、環境を整備するものいたします。

III-1 諸規定の順守

株主の権利行使については、会社法の諸規定を順守し、適正に対応するものいたします。

III-1-① 反対票の分析

株主総会において会社提案議案に25%以上の反対票があった場合、取締役会は、反対の理由およびその原因について分析し、以後の対応の要否について検討するものいたします。

III-1-② 受任事項への対応

当社取締役会は、コーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分果たせる体制の構築に努め、株主総会決議事項の一部を法令に基づき受任することを提案する場合は、これらに考慮し、受任した事項には、機動的に対応してまいります。

III-1-③ 少数株主への配慮

株主の権利行使については、会社法の諸規定を順守し、適正に対応していくこととし、とりわけ、少数株主の権利行使については十分に配慮するものいたします。

III-2 株主総会における権利行使

株主総会は、重要な基本的事項に関する意思決定を行う場であるとともに、株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の権利行使について、適切な環境整備を行うものいたします。

Ⅲ－２－① 情報の適切な提供

株主総会において株主が適切な判断を行うため、必要に応じて適切に情報を提供していくものとしています。

Ⅲ－２－② 招集通知の電子的公表

株主総会の招集通知は、株主が総会議案の検討期間を確保できるよう、発送前に当社ウェブサイトで公表していくものとしています。

Ⅲ－２－③ 株主総会開催日

株主総会において、株主との建設的な対話を充実させるために、適切な株主総会開催日を決定いたします。なお、当社の定時株主総会は12月下旬に開催しており、これを維持するものとしています。

Ⅲ－２－④ 議決権の電子行使

機関投資家や海外投資家の議決権行使が可能となる環境作りに努めます。このため、当社では議決権電子行使プラットフォームを利用しております。なお、招集通知の英訳については、現在の外国法人等の保有比率が低く推移しているため実施しておりませんが、今後、外国法人等の保有比率が議決権割合で10%を超えた場合には、招集通知の英語版制作を進めていくものとしています。

Ⅲ－２－⑤ 実質株主の議決権行使

信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことを希望した場合には、法令、定款の定めを尊重し、信託銀行等と協議したうえで対応するものとしています。

Ⅳ 取締役・監査役および会計監査人

Ⅳ 取締役会の責務

取締役会は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るため、以下のことをはじめとする役割・責務を適切に果たすものとしています。

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと。
- (2) 業務執行取締役および執行役員その他幹部社員による適切なりスクテイクを支える環境整備を行うこと。
- (3) 取締役会という独立した客観的な立場から、取締役および執行役員に対する実効性の高い監督を行うこと。

IV-1 取締役会の役割・責務としての戦略の方向性の決定

取締役会は、取締役会の役割・責務として、グループ理念等目指すところを確立し、経営戦略や経営計画の策定を通じ、戦略的な方向付けを行うものいたします。

IV-1-① 戦略の具体化と内部統制の有効化

取締役会は、取締役会規則に基づき、経営の基本方針の決定およびグループ全体の戦略策定を担当しております。そのうえで、当社取締役会の決定した経営戦略に基づき、業務執行取締役および執行役員がグループ会社のアドバイザーや取締役に就任して業務執行または監督・指導を行い、グループ全体の経営戦略の実現に努めております。また、経営会議においては、主要なグループ会社社長が出席し、当社取締役会が決定した基本方針に基づく戦略を具体化するための方策やグループ会社の全般的な業務執行に関する事項などについて協議し、当社取締役会とグループ会社の意思の疎通を図る会議体として有効に機能しております。さらに、グループ会社の取締役会は、当社取締役会や経営会議において策定された戦略や戦術の決定に基づき、経営の基本方針の決定および傘下のグループ会社の重要決定事項の承認を行うとともに、取締役の職務執行を監督しております。以上のように、持株会社である当社取締役会が決定した基本方針に基づき、取締役や執行役員がグループ全体の戦略の具体化と内部統制の有効化を図っていくものいたします。

IV-1-② 中期経営計画

業務執行取締役および執行役員は中期経営計画が株主に対するコミットメントであることを認識し、実現に向けて最善の努力をし、実現できなかった場合は、原因や対応を分析し、決算説明会において説明し、次期以降に反映するものいたします。

なお、中期経営計画は以下のとおり公表しております。

(<http:ghd.gakken.co.jp/ir/management/strategy.html>)

IV-1-③ 代表取締役社長の後継者計画

取締役会は、経営理念や経営戦略を踏まえ、代表取締役社長の後継者の計画についての策定・運用に主体的に関与するとともに、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう、適切に監督を行うべきであることを十分認識しており、社外役員との積極的対話を重ねながら、対象者の選抜やモニタリングの手法など、慎重に検討を進めてまいります。

IV-1-④ 代表取締役社長の選解任手続きの検討【新設】

取締役会は、代表取締役社長の選解任は、会社における重要な戦略的意思決定であることを認識し、客観的で透明性のある手続きのあり方について、検討を進めていくこといたします。

IV-2 取締役会の役割・責務としての適切なリスクテイクを支える環境整備

取締役会は、取締役会の役割・責務として、業務執行取締役および執行役員から取締役会で決議すべき事項の提案があった場合は、その理由や背景事情についての情報を収集・分析し、合理的な意思決定を行い、業務執行取締役および執行役員による迅速、果敢な意思決定を支援して当該提案を実行させるようにいたします。なお、業務執行取締役および執行役員の報酬については、業績を反映させるとともに健全な企業家精神の発揮に資するインセンティブ付けを行うものといたします。

IV-2-① 取締役および監査役の報酬体系

取締役および監査役の報酬体系は、別紙1のとおりです。なお、いずれも退職慰労金の制度はありません。また、業務執行取締役についての現金報酬と自社株報酬との割合については、社会情勢等を踏まえ引き続き検討を続けていくものといたします。

IV-3 取締役会の役割・責務としての監督等

取締役会の役割・責務として、以下のことが含まれるものといたします。

- (1) 会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に反映すること。
- (2) 適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を整備すること。
- (3) 役員および支配株主等の関連当事者と会社との間に生じうる利益相反を管理すること。

IV-3-① 内部統制委員会

当社では、代表取締役社長が主宰する内部統制委員会を設置し、取締役会が定める内部統制システム構築の基本方針に従い、以下の事項についての方向性を審議・決定するものとしております。なお、当社における、現在の業務の適正を確保するための体制および業務の適正を確保するために必要な体制の整備運用状況は、別紙2のとおりです。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に関する事項。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項。
- (5) 当社および当社グループからなる企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項。
- (6) 監査役の監査環境に係る体制に関する事項。
- (7) その他内部統制に関する事項。

IV-3-② 内部統制委員会分科会

内部統制委員会には4つの分科会を設け、以下の事項を所管しております。なお、総合調整等を行う機関として、内部統制委員会事務局を設置しております。

(1) コンプライアンス部会

コンプライアンス経営の確立に関する業務の推進およびコンプライアンス・ホットラインに関する事項。

(2) 財務報告統制部会

財務報告に係る内部統制に関する事項。

(3) リスク管理部会

各種リスクの評価、対応およびコントロールに関する事項。

(4) 情報セキュリティ部会

内部統制を構成するIT統制とコンピュータ・システムの利用に関するリスクに関する事項。

IV-3-③ 内部統制状況の報告

内部統制委員会は各分科会の活動状況を含む内部統制の現状について、取締役会に報告し、また、ガバナンス評価委員会にも報告して客観的な立場からの意見を聴取しております。

IV-4 受託者責任

取締役および執行役員ならびに監査役は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な共働を確保しつつ、会社および株主共同の利益のために行動することといたします。

IV-5 非業務執行取締役

当社では、現在、2名の社外取締役を選任しておりますが、それ以外の非業務執行取締役の選任については検討を続けていくものといたします。

IV-6 監査役・監査役会の役割・責務

監査役は、独立の立場の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持します。また、監査役は、会社の透明・公正な意思決定を担保するとともに、会社の迅速・果断な意思決定が可能となる環境整備に努め、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることなく、取締役会においてあるいは取締役、執行役員その他幹部社員に対し、能動的・積極的に権限を行使し、適切に意見を述べることに努めるものといたします。

IV-6-① 社外監査役と常勤監査役との連携

社外監査役は、その独立性、選任された理由等を踏まえ、中立の立場から客観的に監査

意見を表明します。常勤監査役は、その職務の遂行上知り得た情報を、他の監査役と共有するよう努めるものとしています。

IV-6-② 監査役監査の実効性を確保するための体制【新設】

監査役は監査役監査の実効性を確保するため、各種情報収集と研鑽に努めるとともに、業務監査室、内部統制室、財務戦略室、グループ会社監査役との密接な連携を確保するものとしています。

また監査実施のために必要な場合は、業務監査室、内部統制室等の内部監査関連部署は、監査役の協力要請に応じ、その職務の補助にあたるものとしています。

IV-7 会計監査人

当社は、会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切に対応するものとしています。

IV-7-① 監査役会の会計監査人の評価等

監査役会は、「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」を定めております。また、会計監査人の再任の適否について、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、毎期検討し更に会計監査人の職務遂行状況、監査体制、独立性および専門性などが適切であるかについて確認するものとしています。

IV-7-② 取締役会・監査役会の会計監査人への対応

取締役会および監査役会は、会計監査人に対して以下のとおり対応いたします。

- (1) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保。
- (2) 会計監査人から代表取締役社長、財務担当取締役その他の取締役、執行役員および幹部社員へのアクセス（面談等）の確保。
- (3) 会計監査人と監査役、内部監査部門や社外取締役との十分な連携（監査役会への出席を含む）の確保。

なお、会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や不備・問題点を指摘した場合、取締役会、監査役会、内部統制室、業務監査室で情報を共有し、連携して対応を決定するものとしています。

IV-8 独立社外取締役の役割・責務

独立社外取締役は、以下の役割・責務を果たすことが期待されていることに留意し、その実行に努めるものとします。

- (1) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点からの助言を行うこと。
- (2) 業務執行取締役、執行役員その他幹部社員の選解任その他の取締役会の重要な意思

決定を通じ、経営の監督を行うこと。

- (3) 会社と役員および支配株主等との間の利益相反を監督すること。
- (4) 役員および支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること。

IV-9 独立社外取締役の活用

当社では、必ずしも3分の1以上の独立社外取締役が必要と考えてはおりません。会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する資質を備えた社外取締役を2名選任し、十分にその知見を活かした貢献を果たしております。

IV-9-① 独立社外取締役の情報交換・認識共有

当社では、社外役員連携会議を定期的開催し、社外役員の情報交換・認識共有を図っております。

IV-9-② 独立社外取締役と経営陣との連絡・調整

社外役員連携会議には、社外役員からの要請等必要に応じ、取締役および執行役員ならびに常勤監査役等が出席するなどして、社外役員との連絡・調整を図っております。

IV-10 独立社外取締役の独立性判断基準

当社では、以下のいずれかに該当する者は、独立社外取締役としての独立性がないものと判断いたします。

- (1) 選任されたときまたは過去10年間において、当社および当社の連結子会社の業務執行取締役、執行役員または使用人であった者。
- (2) 選任されたときまたは過去5年間において、当社の主要株主の理事、業務執行取締役、執行役員または使用人であった者。
- (3) 選任されたときにおいて、当社が主要株主である会社の業務執行取締役、執行役員または使用人である者。
- (4) 過去3年間において、次のいずれかにあたる者。
 - i 事業年度の取引額が当社または当社取引先のいずれかの連結売上高の2%を超える取引先またはその業務執行取締役、執行役員または使用人であった者。
 - ii 当社または連結子会社の主要な借入先またはその業務執行取締役、執行役員または使用人。
 - iii 当社および連結子会社から年間合計1,000万円以上の寄付を受けた団体の理事または使用人。
 - iv 当社および連結子会社から役員報酬以外に年間合計1,000万円を超える報酬を受けた者。

IV-11 取締役会・監査役会の実効性確保の前提条件

当社取締役会は、その役割・責務を果たすための知識・経験・能力を全体としてバランスよく備え、多様性と適正規模を両立させていると考えております。また、監査役には、財務・会計に関する知見を有している者2名を選任しております。

IV-11-① 取締役会・監査役会のバランス、多様性、規模および取締役・監査役の選任の方針・手続き

当社取締役会および監査役会の全体としてのバランス、多様性および規模に関する考え方および取締役の選任に関する方針・手続きは以下のとおりであります。なお、現在、取締役は社外取締役2名を含む8名、監査役は社外監査役2名を含む4名が就任しております。なお、補欠監査役は選任しておりません。

- (1) グループ会社が多様な事業会社により構成されていることから、これらを踏まえて総合的戦略策定、財務上の戦略策定、監督機能を達成するための内部統制、コンプライアンス、リスク管理を含めたコーポレートガバナンスの強化、その他多様性を確保する知識、経験、能力を有する者で構成すべきと考えております。
- (2) 取締役の員数として、現状では8ないし10名が適正と考えております。
- (3) 社外取締役は2ないし3名、そのうち2名以上は独立社外取締役とし、法律や会計の専門家、会社経営経験者、多様性を確保できる見識や経験を持つ者らで構成すべきと考えております。
- (4) 取締役の改選期にあたっては、継続性の確保という観点からの重任に加え、必要に応じ後継者確保の観点や事業規模の拡大の観点からの新任者を起用すべきと考えております。また、多様性の確保から、1名以上は女性を起用することとしております。なお、当社グループのすべての会社で2020年までに1名以上の女性役員を選任することを決定し、公表しております。
- (5) 社外取締役以外の非業務執行取締役の起用については、今後の検討課題としております。
- (6) 外国人の起用については、当社グループの事業展開のグローバル化に伴い、検討してまいります。
- (7) 監査役は4名程度が適正と考え、そのうち1名以上は財務・会計の知見を有する者としております。
- (8) 監査役の半数以上は、独立社外取締役と同等の独立性のある社外監査役といたします。
- (9) 取締役会による監査役候補者の決定にあたっては、事前に監査役会の同意を得ております。
- (10) 取締役・監査役候補者の取締役会による決議および報酬の決定にあたって、取締役会議長は、社外取締役および社外監査役の適切な関与・助言を得るよう努めます。なお、候補者の決議にあたっては、以上のような方針・手続をとることから、指名委員

会等の別の機関による審議は要しないものと考えておりますが、同委員会等の設置については今後も検討を続けてまいります。

IV-11-② 取締役・監査役の他社役員との兼任

当社の取締役・監査役の他の上場会社役員との兼任についての考え方は、次のとおりであります。なお、取締役・監査役の兼任状況については、定時株主総会の招集通知に掲載し、開示しております。

- (1) 社外役員以外の取締役、監査役については他の上場会社の役員との兼任は望ましいとは考えません。但し、当社取締役会への出席、準備に十分な時間や労力を確保できることを条件に、当社が主要株主となっている上場会社1社まで、当該会社の役員との兼任を認めるものといたします。
- (2) 社外取締役および社外監査役については、当社取締役会や監査役会への出席、準備に十分な時間や労力を確保できることを条件に、他の上場会社の役員との兼任を認めるものといたします。

IV-11-③ 取締役会の実効性評価

代表取締役社長を除くすべての取締役・監査役を対象に、毎年1回、取締役会の役割・責務を実効的に果たしているか否かについての自己評価に関するアンケートを実施し、分析結果と行動計画案からなる評価報告書案を作成し、ガバナンス評価委員会に報告して客観的な立場からの意見を反映したうえで、取締役会で決議し、公表するものといたします。

IV-12 取締役会における審議の活性化

取締役会は、社外取締役・社外監査役による問題提起を含め、自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるものといたします。

IV-12-① 取締役会の会議運営

取締役会の審議の活性化に資するため、以下のとおり会議運営に配慮するものといたします。

- (1) 取締役会の資料は原則として開催日の3日前までに電子的方法で共有できるようにし、社外取締役に対しては、事前に議案の内容を説明いたします。
- (2) 経営会議資料は、事前に電子的方法で共有できるようにいたします。
- (3) 取締役会、経営会議の年間スケジュールを決定し、可能な限り審議事項についても決定いたします。
- (4) 取締役会付議基準について、継続的に見直すことで、審議項目、開催頻度、開催時間の適正化を図ります。

IV-13 役割・責務を果たすための追加情報提供

取締役および監査役は、その役割・責務を実効的に果たすため、必要に応じ、追加資料を求めるべきと考えます。なお、取締役会議長は、取締役については法務・SR室および秘書室を、監査役については監査役会事務局を通じて支援し、情報提供いたします。

IV-13-① 透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定のための追加情報提供および調査権限行使

社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果敢な会社意思決定に資するとの観点から、必要な場合、会社に対して追加の情報提供を求めるべきと考えます。また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報を入手すべきと考えております。

IV-13-② 外部専門家の援助

取締役および監査役は、必要と認めた場合、合理的な費用により外部の助言を得ることができ、その費用は会社が負担いたします。

IV-13-③ 内部監査部門との連携

内部監査報告は定期的に取り締役会で報告されるほか、内部監査部門は定期的に監査役との連携会議を行うものといたします。

IV-14 取締役および監査役のトレーニング

新任者をはじめとする取締役および監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきと考えております。このため、個々の取締役および監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会および監査役会は、こうした対応が適切にとられているか否かを確認すべきと考えております。

IV-14-① 新任時の説明

社外取締役および社外監査役に対しては、新任時に当社の事業・財務・組織等について説明し、その後においても重要な変更や業界動向について説明する機会を設けるものといたします。社外取締役および社外監査役ではない取締役および監査役に対しては新任時に、取締役および監査役の役割・責務についての一般的な内容を説明する機会を設けるものといたします。

IV-15 相談役、顧問制度

当社の取締役または執行役員が退任した場合、社則に基づき取締役会の決議があった場合、代表取締役であった者は相談役に、その他の取締役および執行役員は顧問に、それぞれ就任するものといたします。なお、常勤監査役を退任し、監査役会の推奨があった場合は、退任取締役と同様に顧問に就任するものといたします。

当社では、相談役および顧問には、役員であったことから、大所高所からの意見等を聴取し、当社の業務に活かすことを期待しております。

IV-15-① 相談役、顧問の業務

相談役および顧問の業務は、相談役については代表取締役の、顧問については取締役および執行役員の諮問に応え、意見具申するほか、必要に応じ関係取引先、関係団体との良好な関係維持のための協力・支援であり、経営等の円滑な承継に有益であると考えております。なお、相談役および顧問は、経営には干渉してはならないものといたします。

IV-15-② 相談役、顧問の処遇

相談役および顧問は、非常勤で、任期は2年または65歳までであり、社則で定めた一定の月額報酬を支払っております。なお、選任の取締役会決議に際しては、議長は、その可否、報酬額について、社外取締役および社外監査役の適切な関与・助言を得るよう努めます。現在、相談役はおらず、顧問は5名在籍し、その報酬総額は、月額280万円であります。

IV-16 持株ガイドライン

株主とリスクを共有する趣旨で、当社業務執行取締役については、保有すべき当社株式の目標を設定し、執行役員およびグループ取締役については、それぞれの役位に相応しい保有株数を設定し、保有を促しております。

V 株主・投資家に対して

V-1 資本政策

当社の資本政策の基本方針は、株主への安定的配当による利益還元と成長分野への積極的投資による利益拡大をバランスよく実施することにより、株主価値の持続的向上をはかることとしております。

V-2 政策保有株式

当社は純投資目的以外に、取引関係の開発・維持、業務提携の強化等を目的とする政策保有株式を保有しておりますが、年に一度、保有目的に至った事業の進捗、その後の事業

に与える効果について取締役会に報告したうえで、保有の目的により得ることが期待されている利益が資本コストに見合っているか総合的に勘案して保有の当否を判断しております。

また、これらの株式の議決権行使にあたっては、議案の内容が当社および投資先会社の企業価値向上に資するか否かの観点から判断し、また、必要に応じ当該会社との対話を実施し、議案の趣旨について確認するなどしたうえで、議案に対する反対も含め、慎重に対応しております。

なお、当社の株式を政策保有株式として保有している会社からその株式の売却等の意向が示された場合でも、取引の縮減を示唆することなどにより売却等を妨げるようなことはいたしません。

V-3 会社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社である以上、何人が当社を支配することを企図して株式を取得することを、原則として否定するものではありませんが、当社の企業価値・株主共同の利益を守るため、別紙3の「会社の支配に関する基本方針」を定めております。

V-4 大規模買付ルール

当社は、「会社の支配に関する基本方針」の実効性を担保するため、別紙4の大規模買付ルール（いわゆる事前警告型の買収防衛策）を導入しておりますが、その継続にあたっては、必要性・合理性について十分に検討したうえで、適正な手続を確保し、株主に十分な説明を行うものとしています。

V-4-① 当社株式の公開買付

当社株式が公開買付けに付された場合には、既に導入している大規模買付ルールに定められた事項および金融商品取引法の規定を順守して、取締役会としての考え方を明確に説明し、株主が公開買付けに応じて株式を売却する権利を不当に妨げないものとしています。

V-5 株主の利害に重要な影響をもたらし得る資本政策

増資、MBO(マネジメント・バイアウト)等、株主の利害に重要な影響をもたらし得る資本政策については、会社法、金融商品取引法、東京証券取引所規則の定めに従い、適法かつ適正に手続を進めるものとしています。

V-6 関連当事者間取引

役員との取引については、事前に取り締役会で審議したうえで承認し、事後に報告を求めます。また、議決権を10%以上保有する主要株主との間で行う取引のうち、重要な取引については、取締役会での承認を要するものとしています。なお、取締役会は必要に応じ、

主要株主との取引の合理性などについて、ガバナンス評価委員会で客観的な立場からの意見を聴取するものといたします。

VI 株主との対話

VI 株主との対話

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うよう努めるものといたします。

VI-1 建設的対話に関する方針

株主から面談の申し出があった場合、面談によって会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に役立つものである場合には積極的に応じることといたします。

VI-1-① 面談の対応者

株主からの面談の申し出については、担当部門が窓口となって応じるものとし、面談の目的によっては、必要に応じ、しかるべき担当の取締役・執行役員が面談するものといたします。

VI-1-② 建設的な対話の促進

当社では株主との建設的な対話を促進するために、以下の方針で臨むこととしております。

- (1) 株主との対話全般については、機関投資家については財務戦略室が、その他の株主については法務・SR室が代表取締役社長および担当取締役とその方法を検討し、対応いたします。
- (2) 株主との対話にあたって、財務戦略室および法務・SR室は、経営戦略室等関連部門と連携し、定期的に意見交換を行うなど対話促進に努めます。
- (3) 株主に対しては当社ホームページ、株主通信等を通じて経営戦略等への理解の促進に努めます。
- (4) 株主の面談の申し入れについては、(1)で述べた株主の属性に応じ、財務戦略室および法務・SR室がその窓口となり、面談によって会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に役立つものである場合には積極的に応じることといたします。また、面談の目的によっては、必要に応じ、しかるべき担当の取締役、執行役員が面談するものといたします。
- (5) 決算発表後、株主やアナリストから寄せられた意見を取締役会で共有し、戦略策定に活用いたします。
- (6) 株主との対話の際には、未公表の重要情報の取扱いについては、法令および社則

に従い適切に対応いたします。

VI-1-③ 株主構造の調査

当社の株主構造について継続的に調査・研究を行うものいたします。

VII ステークホルダーおよび社会に対する配慮について

VII ステークホルダーとの協働

当社は、株主を含むステークホルダーとの適切な協働に努め、ステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮していくものいたします。

VII-1 グループ理念、グループビジョン

当社は、当社グループの企業価値向上の基礎となるものとして、あるべき姿としての以下のグループ理念および中期的に実現を目指している姿としての以下のグループビジョンを策定し、公開しております。

<グループ理念>

「すべての人が心ゆたかに生きることを願い
今日の感動・満足・安心と
明日への夢・希望を提供します」

<グループビジョン>

「ずっと、いっしょに“まなび”をたのしく！
ワクワク☆ドキドキ創造企業」

VII-2 学研グループ企業行動憲章

当社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、グループ社員が従うべきものとして、別紙5の「学研グループ企業行動憲章」を制定、社員に周知・徹底し順守されるよう努めております。

VII-2-① モニタリング

「学研グループ企業行動憲章」の理解や実践について、定期的にモニタリングを実施し、結果を取締役会で報告し、ガバナンス評価委員会で客観的な立場の意見を聴取いたしております。

VII-3 学研グループこども憲章

当社グループの商品、サービスの多くは、未来を担う子供たちを対象としているもので

あることから、当社グループが子供たちに向けて商品、サービスを企画・開発・提供するに際しての基本ポリシーとして、別紙6の「学研グループこども憲章」を制定し、社内外に広く周知しております。

VII-4 顧客に対する製品の提供に関する方針

当社グループにおいて、製品・サービスの開発、提供等にあたっては、常に安全性に留意し、安全に関する法令および安全基準を十分理解し、これを順守するとともに、より高度な安全性を目指すものといたします。

VII-4-① 適正な宣伝・広告

宣伝・広告活動にあたって発信する文書・情報には、他者を誹謗・中傷するような表現や不適切な表現は使用せず、公平・正確で誤解を招かないよう努めるものといたします。

VII-4-② 顧客等の個人情報保護

顧客等の個人情報は適正に取得し、利用目的の範囲内で取り扱います。

個人情報は、外部に漏洩しないよう厳重に管理し、本人の事前の同意なしに第三者に提供しないものといたします。

VII-5 公正な企業間競争

企業活動にあたっては、「学研ブランド」に誇りをもち、公正な企業間競争を行うものといたします。

VII-6 社員の人権尊重

当社グループは、社員各自の人権を尊重し、不合理な差別につながる行為は一切行わず、常に健全な職場環境を維持することに努めるものといたします。

VII-6-① 社員の多様性の確保

当社では、社員の多様性の確保と推進のための専任部署である、ダイバーシティ推進室を中心として、当社グループの取組みを推進するものといたします。

VII-6-② コンプライアンス・コード

当社は、企業行動憲章をより具体化した、コンプライアンス・コードを制定し、全社員に順守を求め、研修を行うものといたします。

VII-6-③ コンプライアンス・ホットライン

当社では、内部通報制度であるコンプライアンス・ホットライン制度を構築し、具体的に通報があった場合には、原則として内部統制委員会コンプライアンス部会を開催し、

合議で対応を決定するものいたします。

VII-6-④ 内部通報の取扱い

コンプライアンス・ホットラインは全グループ会社社員から一元的に通報を受けており、社内通報窓口に加え、会社から独立した弁護士も窓口になっております。

この内部通報は匿名でも受けているほか、規定により、①通報者は何ら不利益を受けないことを明示し、②報復を禁止し、③担当者には秘密を漏らさない誓約をさせるものとし、④担当者は自己が関係する通報事案の処理には関係しないこと、を定めております。

VII-6-⑤ 内部通報の報告

内部通報の通報事実および対応については、取締役会で報告し、更にガバナンス評価委員会で客観的な立場からの意見を聴取するものいたします。

VII-6-⑥ アセットオーナー【新設】

当社は、財務担当取締役、財務戦略室長、人事戦略室員を構成員とする資産運用委員会を設置し、当社の企業年金の適切な運用及び管理を行っております。当社は、確定給付型から確定拠出型への変更後年数が経過しており、退職金運用に対する従業員の意識啓発も行っておりますので、アセットオーナーの必要性は高くないと判断しますが、相談窓口の設置も視野に入れつつ、今後、運用受託機関に対するモニタリング機能を発揮するため、専門性のある人材の育成及び計画的な配置に努めてまいります。

VII-7 社会への貢献

当社グループ各社は、文化・芸術の支援、地域社会への協力、ボランティア活動への参加などの社会貢献活動を積極的・継続的に実施し、企業市民としての役割を果たすものいたします。

VII-7-① 反社会的勢力との関係断絶

反社会的勢力とは一切関係を持ちません。また、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合は毅然とした態度で接し、金品を提供するなどの方法で解決を図ったりはせず、また自らの利益を得るために、反社会的勢力を利用しないものいたします。

VII-8 環境憲章

当社では、別紙7の学研グループ環境憲章を制定し、専任部署であるCSR推進室および担当取締役を中心に、積極的に目標を定めて取組み、その結果について、毎年、CSRレポートを発行して、広く周知するものいたします。

Ⅶ-8-① マテリアリティ

SDGsに代表されるサステナビリティ(持続可能性)を巡る課題への対応は自社事業を含めた重要な課題(マテリアリティ)として整理し、これらの課題に積極的・能動的に取り組むことといたします。

Ⅶ-8-② 環境保全・保護

製品の企画・開発・製造・販売および廃棄等にあたっては、常に環境保護の重要性を十分に認識し、環境に関する法令等を順守し、製品・サービスのライフサイクル全般を通してエネルギー消費や廃棄物の発生の抑制に努めます。また、地球規模の環境意識の向上を図り、リサイクル製品の使用やペーパーレス化等による資源の節約といった環境保護活動に積極的に取り組むことといたします。

Ⅶ-8-③ 生物多様性【新設】

当社は、「生物多様性民間参画パートナーシップ」に参加し、生物多様性を育む社会づくりに向け、環境教育・人材育成に率先して取り組んでまいります。

Ⅷ 情報公開と透明性確保

Ⅷ 適正な情報開示と透明性の確保

当社は、財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むよう努めます。その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、情報(とりわけ非財務情報)が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるように努めるものといたします。

Ⅷ-1 情報の開示方法

情報開示にあたっては、ウェブサイトや電子メール等のツールや、説明会等の機会を活用しながら、具体的でわかりやすい内容・表現に努めるものといたします。

Ⅷ-2 英語版の開示

当社では、英語版のウェブサイトを公開しております。なお、招集通知の英語版の制作に関する方針については、前記Ⅲ-2-④記載のとおりであります。

Ⅷ-3 取締役候補者、監査役候補者、執行役員の選任理由の開示

取締役候補者と監査役候補者全員について、候補者に選任した理由を招集通知に記載

いたします。また、執行役員の選任理由については、株主通信に記載し、ウェブサイトでも公開するものといたします。

VIII-4 収益力・資本効率の目標の公表

当社では、中期経営計画「Gakken2020」において、収益力・資本コストを意識した資本効率の目標を公表しております。

さらに、経営基盤強化を目的として、事業戦略のモニタリングやポートフォリオ変革にも取り組んでまいります。

これらの目標達成に向けた具体的な施策については、ホームページや株主通信、株主向けメール配信等での情報発信以外にも、定時株主総会や投資家向け決算説明会等を通じ積極的に説明してまいります。

IX コーポレートガバナンス・コード

IX コーポレートガバナンス・コードとの関連

コーポレートガバナンス・コードの各原則に関する、本ガイドラインの該当箇所は、別紙8の記載のとおりであります。

X 改正

X 改正

コーポレートガバナンス強化の目的で、本ガイドラインの改正を行う場合は、取締役会で決議し、速やかに公表するものといたします。

沿革

平成29年12月22日 制定

平成30年12月21日 改正

取締役および監査役の報酬体系

(1) 業務執行取締役の報酬に関する基本方針

当社の業務執行取締役の報酬額の算定基準については、次の3つの視点から基本方針を策定しております。

- i 当社のグループ理念は、「すべての人が心ゆたかに生きることを願い、今日の感動・満足・安心と明日への夢・希望を提供します」であり、取締役は、率先垂範してこのグループ理念を実現する責務を負っております。

このことから、取締役の報酬については、優秀な人材を今後とも確保するためにふさわしい水準とすべきであり、目標達成のための動機付けとなるものでなくてはならないと考えております。

- ii 当社は、顧客、株主、従業員等のステークホルダーの期待に応え、社会から信頼される企業であり続けなければならず、「ずっと、いっしょに“まなび”をたのしく！ワクワク☆ドキドキ創造企業」をグループビジョンとしております。

このことから、取締役の報酬については、ステークホルダーに配慮したものであり、中長期の視点を反映したものでなければならぬと考えます。

- iii 当社は、企業行動憲章を制定し、コンプライアンス経営を推進しております。

このことから、業務執行取締役の報酬については、客観的なデータに基づくモニタリングの継続実施や定量的な枠組みの導入により透明性を確保しなければならないと考えております。

(2) 業務執行取締役の報酬の具体的内容

上記の基本方針に基づき、業務執行取締役の報酬は、基本報酬、業績連動型報酬、株式報酬型ストック・オプションの3種類をもって構成し、業績連動型報酬および株式報酬型ストック・オプションの導入により業績連動の比率を高めることとし、それぞれの詳細は次のガイドラインを基本といたします。

まず、基本報酬については、役位を基本とする月額報酬であり、その水準は、他社の水準、ならびに当社の従業員給与および執行役員報酬等を参考にして決定いたします。なお、基本報酬の個別の支給額決定に際しては、毎年査定を行い決定いたします。

次に、業績連動型報酬については、事前に目標を設定し、達成度に応じた報酬を支給する制度であります。業績連動型報酬の支給にあたって採用する目標は、連結売上高および連結営業利益率を指標として事前に設定し、これらの各指標を達成した場合をそれぞれ100として合算します。達成度が前後した場合は、過去10年の標準偏差を参考に0から200まで変動するものといたします。

また、事前に設定した連結営業利益率の目標が3%未満であっても、同目標を3%として適用いたします。

業績連動型報酬額は、連結売上高および連結営業利益率のそれぞれについて業績達成度が100の場合は、年間基本報酬基準額の10%（両者が100の場合は年間基本報酬基準額の20%）とし、業績達成度が200を超過した場合でも年間基本報酬基準額の20%（両者が200を超過した場合は年間基本報酬基準額の40%）を上限とします。業績連動型報酬の個別の支給額決定については査定を行い決定いたします。

なお、業績連動型報酬の支給は、剰余金の配当の実施および連結営業損益において利益計上を果たすことを必須条件としております。

次に、退職慰労金制度の廃止に伴い、業務執行取締役に対し、株式報酬型ストック・オプションとして、1株あたりの行使価格を1円とする譲渡制限付新株予約権を付与しております。新株予約権の付与は、公正価格を払込金額として新株予約権を割当てする一方、当該払込金額に相当する金銭報酬を支給することとし、払込みに代えて当該金銭報酬をもって相殺する方法（相殺払込方式）により行います。株式報酬型ストック・オプションの対象となる報酬は、各役位に応じて設定していた従前の退職慰労金の支給額を基本にして、年間総額4千万円を上限としています。

株式報酬型ストック・オプションは、当社の株価と報酬の額を連動させ、株主の皆様との利害の一致を図るインセンティブ・プランとして、相当であるものと考えております。

(3) 社外取締役の報酬

社外取締役の報酬は、基本報酬のみとしますが、優秀な人材を確保するためにふさわしい水準にいたします。

(4) 監査役の報酬

業務執行から独立の立場である監査役の報酬については、基本報酬のみで構成され、株主総会で決議された限度内において、各監査役の職務・職責に応じ、監査役の協議により決定しております。

以 上

業務の適正を確保するための体制および業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況

1 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の整備に関する基本方針について、取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりであります。

- ① 当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務執行の法令および定款適合性を確保するため、取締役会を定期的開催する等、取締役の相互監視機能を強化するための取組みを行う。
 - (2) コンプライアンスに係る社内規程と組織を整備する。具体的には、コンプライアンスの基本理念である「コンプライアンス・コード」を定め、当社およびグループ会社の取締役および使用人への浸透を図るとともに、法令等順守の統括組織として、内部統制委員会の下にコンプライアンス部会を設置する。
 - (3) 全社的に法的リスクを評価して対応を決定し、コントロールすべきリスクについては有効なコントロール活動を行う。
 - (4) 通常のラインとは別に、コンプライアンスに関する相談・報告窓口「コンプライアンス・ホットライン」を設ける。
 - (5) 法的リスクが顕在化した場合の危機管理体制を構築する。
 - (6) 財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法および関係法令ならびに東京証券取引所規則への適合性を確保するため、内部統制委員会の下にある財務報告統制部会を統括組織として十分な体制を構築する。
 - (7) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体として毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制ならびにグループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (1) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関し、「学研グループ文書規程」「学研グループ営業秘密管理規程」「学研グループ情報セキュリティポリシー」等の社内規程を整備し、責任部署を定める。
 - (2) 取締役または監査役が求めたときは、いつでも当該情報を閲覧できる体制を整備する。
 - (3) グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関し、当社およびグループ会社は、「学研グループ会社管理規程」「学研グループ情報開示規程」を順守し体制を整備する。
- ③ 当社およびグループ会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理に係る社内規程と組織を整備する。具体的には、「学研グループリスク管理基本規程」を定め、リスクの管理にあたる統括組織として、内部統制委員会の下にリスク管理部会を設置する。
 - (2) 事業上のリスクとして認識している各種リスクのカテゴリーとしては、個人情報の管理、情報システムの障害、高齢者福祉事業の運営、子育て支援および教室・塾事業の運営、出版市場の動向や販売制度、無体財産権および海外への事業展開に関するリスクがあり、それぞれのカテゴリーごとに、当社およびグループ会社において、具体的に有効な管理体制を構築する。
 - (3) リスクが顕在化した場合の危機管理体制を構築する。
- ④ 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社の取締役会は、原則1か月に1回開催し、経営の基本方針の決定およびグループ各社の重要決定事項の承認を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。また、グループ

- 会社の取締役会は、原則1か月に1回開催し、経営の基本方針の決定および傘下のグループ各社の重要決定事項の承認を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。
- (2) 代表取締役社長は全業務を統括し、その他の社内取締役全員がグループ全体の戦略策定を担当し、効率性確保に努める。
 - (3) 取締役会の決定した戦略方針に基づき、当社の取締役および執行役員が主要会社の取締役に就任して業務執行を行い、戦略実現に努める。
 - (4) 内部統制の実施状況を検証するために、業務監査室は「学研グループ内部監査規程」に基づき内部監査を行い、その結果を代表取締役社長および監査役会に対して報告する。
 - (5) 内部統制システムを含む当社のガバナンスの状況について、半期に一度、第三者機関であるガバナンス評価委員会に報告し、代表取締役社長に対して評価結果の答申をいただく。
- ⑤ 当社およびグループ会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社グループの業務執行の効率性と公正性を確保するため、当社がグループ会社に対して有効かつ適正なコントロールを及ぼす。具体的には、当社の取締役および執行役員が主要会社の取締役に就任するほか、当社監査役が主要会社の監査役を兼務し、さらに一定の経営上の重要事項に関しては、「学研グループ会社管理規程」に基づき、持株会社である当社の承認手続を要することとする。
 - (2) 当社代表取締役社長が主宰し、原則1か月に1回開催する全般的業務執行に関する事項を協議する経営会議には、主要なグループ会社社長は全員出席する。
 - (3) 当社代表取締役社長が主宰し、グループ会社の代表取締役社長を出席者とするグループ会社社長会およびグループ会社の役員を出席者とするグループ会社役員会をそれぞれ年に1回開催するほか、グループ各社において開催する重要な会議に当社取締役がアドバイザーとして出席する。
 - (4) 当社代表取締役社長が指名した執行役員が主宰し、原則1か月に1回開催するセグメント連携会議には、各セグメントを構成するグループ会社の代表取締役社長および必要に応じ、当社戦略部門の長が出席する。
 - (5) 社外役員で構成する社外役員連携会議を年2回開催する。
- ⑥ 監査役の監査環境に係る体制
- (1) 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役職務を補助すべき専任または兼任の使用人として監査役会事務局を設けることとする。また、当該使用人をして、監査役の指示に従って、監査役職務の補助に当たらせるとともに、当該使用人が監査役職務の補助に必要な権限を確保するほか、当該使用人の人事異動および考課については、あらかじめ監査役会の同意を要することとする。
 - (2) 当社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役および使用人は、当該会議等の場において下記の事項につき監査役に報告する等、監査役による監査の効率性の確保に努める。
 - i 取締役会で決議された事項
 - ii 毎月の経営状況として重要な事項
 - iii 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - iv 内部監査状況およびリスク管理に関する委員会の活動状況
 - (3) グループ会社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制
グループ会社の取締役および使用人は、当社の監査役の要請に応じて業務の執行状況の報告を行うとともに、当社またはグループ会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項を発見したときは、直ちに当社の監査役へ報告する。
 - (4) その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - i 監査役と会計監査人との信頼関係を基礎とする相互の協力・連携を確保する。
 - ii 監査役と、業務監査室・内部統制室・財務戦略室・グループ会社監査役との間で、情報交換会を定期的で開催する等により、連携を確保する。
 - (5) 監査役へ報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制

本項に定める監査役への報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。

⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

監査役の職務の執行について生ずる費用等の請求の手続を定め、監査役から前払いまたは償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なでないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続にしたがい、これに応じるものとする。

※本基本方針に定めるグループ会社とは、会社法第2条第3号に定める子会社をいう。

2 業務の適正を確保するために必要な体制の整備運用状況

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の整備に関する基本方針に基づき、体制の整備とその適切な運用に努めております。当期における当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

- ① 取締役の職務執行の法令および定款適合性を確保するため、取締役会を定期的に開催する等、取締役の相互監視機能を強化するための取組みを行うとの基本方針に基づいて、取締役会における審議の充実に努めております。
- ② コンプライアンスに係る社内規程と組織を整備するとの基本方針に基づいて、コンプライアンスの基本理念である「コンプライアンス・コード」を定め、当社およびグループ会社の取締役および使用人への浸透を図るとともに、法令等順守の統括組織として、内部統制委員会の下に、コンプライアンス部会を設置しております。また、通常のラインとは別に、コンプライアンスに関する相談・報告窓口を設け、適切に運用しております。
- ③ 全社的に法定的リスクを評価して対応を決定し、コントロールすべきリスクについては有効なコントロール活動を行うとの基本方針に基づいて、そのための体制の整備に努めております。
- ④ 財務報告に係る内部統制につきましては、金融商品取引法および関係法令ならびに東京証券取引所規則への適合性を確保するため、内部統制委員会の下に財務報告統制部会を置き、これを統括組織として十分な体制を構築するとの基本方針に基づいて、その体制を整備しております。
- ⑤ 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関し、「学研グループ情報セキュリティポリシー」「学研グループ文書規程」「学研グループ営業秘密管理規程」等の社内規程を整備するとともに、情報資産の適切な保護と想定される脅威への対策に取り組む組織として、内部統制委員会の下に情報セキュリティ部会を設置しております。
- ⑥ 当社およびグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため、「学研グループ会社管理規程」を定め、グループ会社の経営上の重要事項は持株会社の承認を得ることとし、また、持株会社である当社代表取締役社長が主宰する経営会議、グループ会社社長会およびグループ会社役員会や同代表取締役社長が指名した執行役員が主宰するセグメント連携会議を適宜開催し、有効かつ適正なコントロールを及ぼすことに努めております。
- ⑦ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、第三者機関であるガバナンス評価委員会を設置し、内部統制システムを含む当社のガバナンスの状況について、半期に1回、代表取締役社長に対して評価結果の答申を受けております。

会社の支配に関する基本方針

1 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社は、終戦直後の昭和21年、創業者が「戦後の復興は教育においてほかにない」との信念のもと創業いたしました。以来、「教育」を基軸とし、月刊学習誌『科学』『学習』を中心に多くの人々のご支持を得ながら、多岐にわたる出版事業を手がけ、幼児・小学生・中学生・高校生、そして一般社会人へと対象を広げ、さらには、雑誌・書籍の出版に限ることなく、各種の教材や教具、教室事業、映像製作、文化施設の企画・施工などにも幅広く取り組んでまいりました。近年では、少子高齢化社会への変化に対応するため、高齢者福祉事業や子育て支援事業への参入も果たすなど、単に短期的利潤の追求に留まらず企業の社会的責務をも重視しつつ事業展開を図ってまいりました。

そして、創業70年を経て、当社グループは、創業精神に裏打ちされたグループ理念（「私たち学研グループは、すべての人が心ゆたかに生きることを願い、今日の感動・満足・安心と明日への夢・希望を提供します」）を根底に置きながら事業を展開するとともに、多くの顧客・取引先・従業員そして株主の皆様等のステークホルダーとの間に築かれた関係の中で、各種事業の成長を遂げてまいりました。

現在の企業価値は、グループ各社におけるそのような日々の企業活動の結果として生み出されたものであり、様々なステークホルダーへの還元が実行されるに至ったものと認識しております。

このような当社グループの成長過程に鑑み、当社取締役会は、今後将来にわたり、当社グループの企業価値および株主共同の利益を確保し向上させるためには、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、i 短期的な視野に偏ることなく、中長期的な視野から経営を行い、適法かつ適正な利益を追求する、ii 企業の社会的責務を十分に尊重し、株主の皆様はもとより、顧客、取引先、地域社会、従業員などすべてのステークホルダーの利益との関係基盤が企業価値を生み出す源泉であるとの点を十分に理解する者であることが必要不可欠であると考えております。

2 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上場会社である以上、何人が会社の財務および事業の方針の決定を支配することを企図した当社の株式の大規模買付行為を行っても、原則として、これを否定するものではありません。しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等から企業価値・株主共同の利益を損なう懸念のある場合もあります。

当社は、いわゆる事前警告型の買収防衛策として、平成18年3月20日開催の当社取締役会において、大規模買付行為への対応方針およびそれに基づく事前の情報提供に関する一定のルール（大規模買付ルール）を導入し、これについて、同年6月29日開催の第60回定時株主総会において出席された株主の皆様のご賛同をいただきました。

その概略は、買付者からの十分な情報の収集・開示に努める体制を整備し、かつ第三者機関（特別委員会）の助言、意見または勧告を最大限に尊重することを前提に、当社の企業価値を防衛するため、しかるべき対抗措置をとることがある旨を事前に表明しておくというものであります。

その後、数度の改正を経て、平成22年12月22日開催の第65回定時株主総会においては、当社が定める会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に則り、持続的な成長が可能な企業体を目指すための大規模買付ルールを継続することとするほか、法的な安定性を高めるために、同ルールの改正や同ルールに基づく対抗措置の発動を、当社の取締役会や株主総会の決議により行うことができる旨などの根拠規定を定款に新設することについて、株主の皆様のご賛同をいただきました。

さらに、平成30年12月21日開催の第73回定時株主総会に至るまで数度の定時株主総会において、大規模買付ルールを継続することにつき、株主の皆様のご賛同をいただいております。

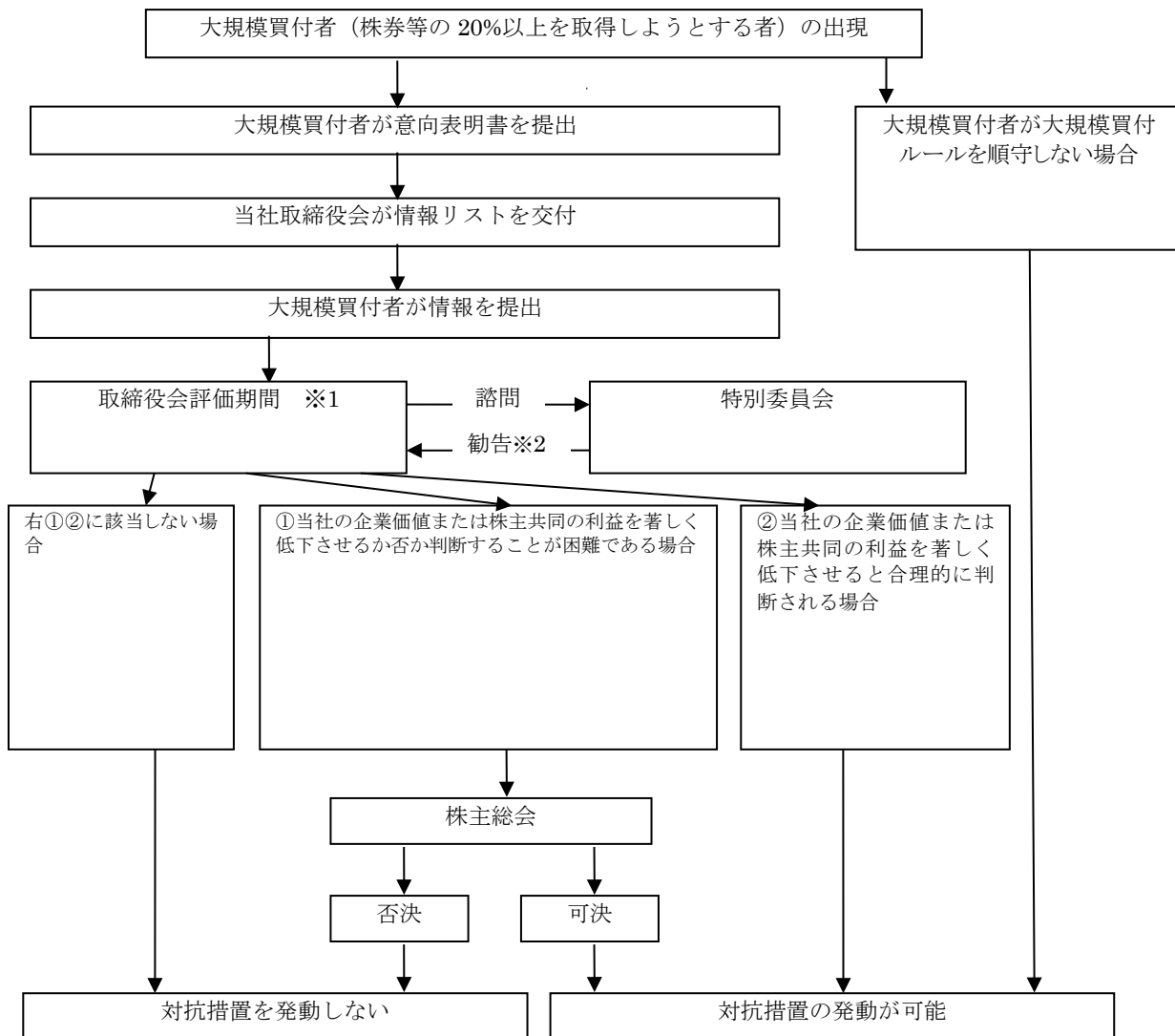
3 上記2の取組みについての取締役会の判断およびその判断に係る理由

当社取締役会は、以下の理由により、上記2の取組み（以下「本取組み」といいます。）は、上記1の基本方針に沿うものであり、当社の企業価値または株主共同の利益を損なうものではなく、取締役の地位の維持を目的とするものではないと判断いたします。

- (1) 本取組みは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）および企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を充足しております。
- (2) 本取組みの有効期間は2年であり、2年ごとに、定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得ることとしております。
- (3) 本取組みは、独立性の高い社外者（特別委員会）の判断を重視し、その内容は情報開示することとしております。

【大規模買付ルール（買収防衛策）についてのフローチャート】

本チャートは、あくまで大規模買付ルールに対する理解に資することのみを目的に、参考として作成しております。大規模買付ルールの詳細については、大規模買付ルール本文をご参照ください。



※1 取締役会評価期間は、60 営業日としますが、対価の相当性や買付提案の合理性の判断が困難である等の必要がある場合には、30 営業日を上限として延長します。

※2 特別委員会は、すべての案件について諮問を受け、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当であるか否かおよび発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当であるか否かを勧告し、当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して、対抗措置を発動するか否かまたは株主総会の招集に関して決議を行います。

大規模買付ルール（買収防衛策）

1 大規模買付ルールの目的

当社は、当社に対して買収提案が行われた場合に、当該買収提案を受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、当社は、創業以来「教育」を基軸とする雑誌・書籍を原点にエンターテインメントや趣味・教養分野など、ライフスタイルの変化に対応した多岐にわたる出版事業を中心に、幼稚園・学校向け教材の製作・販売、学研教室をはじめとする教室事業、先端メディアに対応したコンテンツのデジタル化などに取り組み、また、近年では、少子高齢化社会への変化に対応するため、高齢者福祉事業や子育て支援事業への参入も果たしましたことに鑑みれば、当社の経営に関しましては、多くのノウハウ・経験・知識・情報および多数の顧客ならびに取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解なくしては、企業価値の正確な把握、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値の把握、当該買収提案がもたらす企業価値への影響等の把握等が容易でない場合があります。

そこで、株主の皆様にご判断をいただく前提として、買収者に対して当該買収提案に関する一定の情報提供を求め、買収者から得られた情報および前記のようなノウハウ・経験・ステークホルダーとの関係などを前提とした当社取締役会の判断・意見を株主の皆様にご提供することも、当社取締役会としての務めであると考えております。

以上のような見解に基づき、当社取締役会は、当社に対する買収行為が、前記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社および当社株主全体の利益に合致すると考え、以下のような内容の事前の情報提供等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとしました。

この大規模買付ルールは一般的なものであり、特定の大量保有者のみを意識したものではありませんが、現在の大量保有者にも、この大規模買付ルールは適用されます。

2 大規模買付ルールの内容

① 大規模買付ルールの対象

大規模買付ルールの対象となる者は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる行為（いずれについても当社取締役会が同意したものを除くものとし、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）を行おうとする者です。

② 情報提供

まず、当社取締役会が必要と判断した場合、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「本情報」といいます。）を提供していただきます。その項目は以下のとおりです（ただし、下記項目に限られるものではありません。）。

- (1) 大規模買付者およびそのグループの概要（大規模買付者の資本構成の詳細、大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- (2) 大規模買付行為の目的および内容
- (3) 当社株式の買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け

- (4) 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策および資産活用策等
- (5) 大規模買付者およびそのグループに対し、当該大規模買付により最終的に経済的な利得を得ることを目的として、資本金、出資金等名目の如何を問わず買付資金を供給している個人、法人、団体の住所、名称等の概要

本情報の具体的内容は大規模買付行為の内容によって異なることもありますので、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所または本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、外国法人の場合は設立準拠法および提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととし、当社代表取締役は、かかる意向表明書受領後 10 営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本情報のリストを当該大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本情報は、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

③ 情報の検討および意見表明等

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し本情報の提供を完了した後、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として、60 営業日（ただし、当社取締役会は、対価の相当性や買付提案の合理性の判断が困難である等の必要がある場合には、この期間を、30 営業日を上限として延長することができます。この場合、延長期間と延長理由を開示します。）をいただきます。当社が、取締役会評価期間を 60 営業日と定めているのは、当社の営む事業が、ライフスタイルの変化に対応した多岐にわたる出版事業を中心に、幼稚園・学校向け教材の製作・販売、学研教室をはじめとする教室事業、先端メディアに対応したコンテンツのデジタル化、高齢者福祉・子育て支援事業など多くのノウハウ・経験・知識・情報および多数の顧客ならびに取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠な事業であること等から、大規模買付行為の企業価値に与える影響を慎重に検討する必要があるためです。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、提供された本情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。

この際の、取締役会の意見としては、(1) 対抗措置の発動を行う、(2) 対抗措置の発動を行わない、(3) 株主意思の確認のための総会を招集する、のいずれかになります。すなわち、大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合の対抗措置発動の要件については、後記 3、②に記載のとおり、当該大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合ですが、そのように取締役会が判断した場合には、取締役会は、(1) 対抗措置発動の意思決定をします。これに対し、取締役会として、当該大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく低下させるか否か判断することが困難である場合に、

(3) 株主意思の確認のための総会招集の決定をします。そして以上のいずれにも該当しない場合に、(2) 対抗措置の発動を行わないとの決定をいたします。

なお、取締役会の前記判断においては、特別委員会の勧告（後記 4）を最大限尊重して決議を行い、公表します。

また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示

することもあります。

④ 株主意思の確認のための総会

当社取締役会は、株主意思の確認のための総会を招集する旨の決定をした場合には、具体的な対抗措置の内容を決定したうえで、直ちにその旨を公表し、速やかに株主意思の確認のための総会を招集して、当該具体的対抗措置の発動の要否に関する議案を付議します（ただし、実務上の手続等を勘案して、既に開催することが予定されている株主総会において付議することが、より迅速かつ適切であると判断する場合には、当該総会において議案を付議します。）。

なお、取締役会の前記判断においては、特別委員会の勧告（後記4）を最大限尊重して決議を行います。

⑤ 大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付行為は、株主意思の確認のための総会において対抗措置の発動の要否に関する議案が付議される場合には、当該総会において対抗措置の発動に関する議案が否決された後（取締役会が株主意思の確認のための総会を招集しない場合には、取締役会のその旨の公表後）にのみ開始することができるものとします。

⑥ 企業価値を低下させる買収に該当しないと判断した場合

当社取締役会は、前記③の評価・検討の結果、あるいは、それ以前であっても、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく低下させる買収には該当しないと判断した場合は、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し、公表します。

3 大規模買付行為への対応方針

① 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが順守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律（対抗措置時の施行後法令を含みます。）および当社定款が認めるものを行使し、大規模買付行為に対抗する場合があります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択いたします。

なお、株主割当により新株予約権を発行する場合には、一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。また、新株予約権に取得条項および取得条件を設けることもありますが、この場合、大規模買付者が保有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。当該対抗措置により、大規模買付者はその持株比率が低下し、自己の持株の価値が減少する（いわゆる「希釈化」という不利益を受けることがあります）。

② 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、代替案の提示、大規模買付者との交渉、当社株主の皆様への説得等を行う可能性はあるものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置をとることはいたしません。

もっとも、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合、たとえば、(1) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、た

だ株価を上げ高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合、(2) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付提案者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合、(3) 当社の経営を支配した後に当社の資産を買付提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合、(4) 当社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合、(5) 強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うこと）を予定して当社株式の大規模買付行為を行う等当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合、(6) いわゆる反社会的組織、またはその組織が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為、(7) 大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針および事業計画が著しく不合理であると判断される場合、(8) 当社取締役会の経営方針および事業計画（大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針および事業計画に対する代替案を含みます。）に著しく劣ると判断さ

れる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および当社株主の皆様の利益を守るために、対抗措置を発動することがあります。

ただし、上記の対抗措置は、当該大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合に発動するものであり、大規模買付者の意図がこれらに形式的に該当することのみを理由として対抗措置を発動しないものとします。

また、取締役会として、当該大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく低下させるか否か判断することが困難である場合には、株主意思の確認のための総会招集の決定をし、株主意思の確認のための総会において、対抗措置の発動が株主の皆様にご承認いただいた場合にも、株主の皆様ご意思に基づき対抗措置が発動されることとなります。

③ 対抗措置発動の停止等について

前記①または②において、大規模買付行為に対して、当社取締役会または株主総会が具体的な対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者から当社取締役会に対して大規模買付行為の変更または代替案の提示があった場合は、その内容が大規模買付ルールを順守しているのか、当社の企業価値または当社株主全体の利益を損なうか否かについて十分に検討した結果、対抗措置の発動が適切でないとは判断したときは、対抗措置の発動により生じる株主の皆様ご権利の確定前であり、かつ株主の皆様ご利益を損なわない場合に限り、当社取締役会は、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。

4 特別委員会への諮問手続

当社取締役会は、大規模買付者から本情報が提供された場合、速やかに取締役会から独立した組織として設置される特別委員会に本情報を上程し、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当であるか否かを諮問します。

特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当であるか否かを勧告

し、当社取締役会は、この勧告を開示したうえで、この勧告を最大限尊重して、対抗措置を発動するか否か、または株主総会の招集に関して決議を行います。なお、当社取締役会が特別委員会に諮問して勧告を受けるまでの期間は、前記2、③に定める取締役会評価期間に含まれます。

なお、現在の特別委員会の委員の略歴は添付資料のとおりです。

5 株主・投資者に与える影響等

① 大規模買付ルールが株主・投資者に与える影響等

大規模買付ルールの導入時点においては、新株予約権の発行等の法的な措置は講じられませんので、株主の皆様の権利関係に変動は生じませんし、株価形成を歪めることもありません。

なお、前記3において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なります。

当社としても、十分な情報開示に努めますが、当社株主および投資者の皆様におかれましても、当社の情報開示ならびに大規模買付者の動向にご注意ください。

② 対抗措置発動時に株主・投資者に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、当社取締役会は、当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに反した大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定または変更もしくは停止した場合には、法令および証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続については、次のとおりとなります。

新株予約権の発行または行使につきましては、新株予約権または新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込をしていただく必要があります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせします。なお、この新株予約権を取得した株主の皆様においてもその権利を行使しなかった場合は、他の株主の皆様が極めて安価に当社株式の発行を受けることにより、結果的に希釈化の不利益を受けることがあります。

なお、対抗措置として新株予約権の発行を実施することを決定した場合であって、当該新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が当該新株予約権の割当てを中止し、また、割当てされた当該新株予約権を無償取得する場合には、結果として一株当たりの株式の価値の希釈化は生じないことから、一株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資者の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

6 大規模買付ルールの見直し

本大規模買付ルールの継続は、平成28年12月22日開催の第71回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得ることを条件とします。そして、その有効期間は2年とし、有効期間満了後は、以後の定時株主総会以降2年ごとに、定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得ることとします。

なお、大規模買付ルールは、当社取締役会決議により廃止することができるものとし、

当社取締役会は、企業価値・株主価値向上の観点から、会社法その他企業防衛に関わる法改正、司法判断の動向や分析等を踏まえ、今後必要に応じて大規模買付ルールを変更もしくは廃止し、または新たな対応策等を導入することがありますが、その場合には、改めて株主の皆様のご承認を得ることとします（ただし、軽微な変更の場合を除きます。）。

注1：特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）ならびに当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、同項に規定する当該保有者の共同保有者の保有株券等の数も計算上考慮されるものとします。）または(ii)特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者およびその特別関係者である場合の当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

以上

(添付資料) 特別委員会の概要等

1 特別委員会の委員

特別委員会は、当社取締役会からの独立性の確保および企業経営に関する判断能力の観点から、当社取締役会の過半数の承認を受けた以下の要件を満たす委員3名以上により構成されます。

- ① 現に当社または当社のグループ会社の取締役（社外取締役を除きます。）、監査役（社外監査役を除きます。）、または従業員でなく、かつ、過去においてそれらになったことがない者
- ② ①に該当する近親の親族を有しない者
- ③ 企業経営についての相当の経験、専門的知識・資格、または相当の識見を有する者

2 現在の委員の略歴

① 社外取締役2名

○山田 徳昭	平成2年4月	中央監査法人入所
	平成5年3月	公認会計士登録
	平成9年7月	公認会計士山田徳昭事務所設立
	平成15年1月	クリフィックス税理士法人設立、代表社員に就任 (現任)
	平成19年6月	当社社外監査役
	平成22年12月	当社社外取締役(現任)

○城戸 真亜子	昭和54年2月	株式会社吉田裕史事務所入社
	平成9年4月	経済産業省伝統工芸品産業審議会委員
	平成18年9月	学研・城戸真亜子アートスクール主宰(現任)
	平成19年4月	テレビ東京 放送番組審議会委員(現任)
	平成19年7月	中日本高速道路株式会社 CSR懇談会委員
	平成19年10月	中部国際空港株式会社 顧問(現任)
	平成24年12月	当社社外取締役(現任)
	平成27年4月	BPO放送と人権等権利に関する委員会委員(現任)
	平成29年6月	学校法人田中千代学園 理事(現任)

② 社外監査役2名

○山田 敏章	昭和63年4月	弁護士登録(第二東京弁護士会) 石井法律事務所入所
	平成10年4月	同法律事務所パートナー(現任)
	平成27年12月	当社社外監査役(現任)
	平成28年5月	株式会社マックハウス 社外取締役(現任)

○長 英一郎	平成15年10月	東日本税理士法人入所
	平成19年7月	公認会計士登録
	平成20年12月	税理士登録
	平成24年4月	東日本税理士法人代表社員(現任)
	平成30年12月	当社社外監査役(現任)

③ 弁護士 1 名

○稲葉威雄	昭和 37 年 4 月	東京地裁判事補
	昭和 47 年 4 月	法務省民事局付検事
	昭和 60 年 1 月	法務大臣官房審議官
	平成元年 4 月	東京地裁部総括
	平成 7 年 6 月	東京高裁部総括
	平成 12 年 8 月	広島高裁長官
	平成 15 年 5 月	弁護士登録（第一東京弁護士会・鳥飼総合法律事務所）（現任）
	平成 16 年 4 月	早稲田大学大学院法務研究科教授

④ 公認会計士 1 名

○窪川秀一	昭和 51 年 11 月	監査法人中央会計事務所入所
	昭和 55 年 8 月	公認会計士登録
	昭和 61 年 7 月	窪川公認会計士事務所設立
	平成 23 年 1 月	四谷パートナーズ会計事務所に移行、代表パートナーに就任（現任）

学研グループ企業行動憲章

私たち学研グループは、「すべての人が心ゆたかに生きることを願い、今日の感動・満足・安心と明日への夢・希望を提供します」というグループ理念の基に、教育・情報・文化などの分野で、世の中の人々が求めている価値に応える企業活動を目指しています。私たちは、学研グループの一員として、長年培ってきた「学研」ブランドに責任と誇りを持ち、法令・社会倫理を順守し、その社会的責任を果たしていきます。学研グループの役員及び社員のすべてが、「学研グループ企業行動憲章」に基づいた行動を実践し、コンプライアンス経営を推進していきます。

(お客様のために)

製品・サービスの高度な安全性と適正な販売活動で、
お客様の信頼を得ます

(株主・投資家のために)

経営情報を適正に開示し、
株主・投資家との信頼関係を築きます

(取引先のために)

すべての取引先と公平な関係を築き、
公正で自由な市場競争を行います

(社員のために)

人権を尊重し、社員が創造性を最大限に発揮できる
企業風土を築きます

(社会のために)

社会貢献活動や環境保護に取り組み、
社会の一員としての責任を果たします

学研グループこども憲章

わたしたち学研グループは、こどもたち一人ひとりが心ゆたかに成長し、夢と希望と勇気を持って、輝く未来を築きあげることがを望み、この憲章を表します。

心

「思いやりの心や、豊かで深い感性をはぐくみます。」

わたしたちは、たくさんの人たちやものとの触れ合いの中で生きています。わたしたち一人ひとり、かけがえのない存在であると同時に、周りの人たちやものに支えられて生きています。わたしたちは、こどもたちが周りの人たちを思いやり、人々の心や様々なことがらを深く豊かに感じ取る力が育つように努力していきます。

知

「好奇心を大切にし、学習意欲を育て、考える力、学ぶ力を伸ばします。」

真の学力とは、みずから興味や関心を持ち、意欲的に学ぶことによって身につけた知識や思考力のことです。こどもたちは元来、一人ひとりが「なぜ?」、「どうして?」といった疑問を持っています。わたしたちは、こどもたちの興味や意欲の芽を大切に育て、真の学力を伸ばす価値の高い「知の栄養」を提供していきます。

個

「一人ひとりの個性と才能を認め、伸ばして行きます。」

こどもたちは誰もが、それぞれの個性や才能、自分らしさといった「宝物」を持っています。わたしたちは、こどもたちの個性・才能に光を当て、さらに伸ばしたいと考えます。そこで、こどもたちがお互いの自分らしさを認め合い、自由に表現し合える場を提供していきます。

生

「みずから考え、行動し、心も体もたくましく生きていく力を育てます。」

わたしたちがそうであったように、こどもたちも成長過程で多くの困難に出会います。時にはその困難の大きさに、くじけそうになることがあるかもしれません。わたしたちは、こどもたちが、みずから問題を解決する知恵と行動力を身につけ、社会の中で、たくましく生きていく力を育てていきます。

世界

「国を愛し、文化を学び、世界で活躍できる人間に成長するよう応援します。」

国を愛し、国の文化を学び、理解を深めることは、他国や他国の文化を尊重することにつながります。このことは、国際社会で活躍していくうえで、大切な精神的基盤となります。

わたしたちは、子どもたちが、世界の国々や文化を尊重し、世界の人々から信頼される人間に成長するよう応援していきます。

自然

「自然を愛し、いのちを大切にすることを養います。」

草、花、木、虫、鳥、動物、人… 自然界では、さまざまな生命が重なり合い、ありとあらゆる生命が循環し続けています。

わたしたち人間は、その恩恵を受けて生きています。

そんな自然の素晴らしさや生命の大切さを子どもたちに語り続け、みずからも、自然環境を大切にすることを企業であり続けます。

未来

「夢を抱き、かなえていく喜びを、いっしょに感じます。」

わたしたちの先人たちは夢をかかげ、その夢を実現することで、今日の豊かな社会や文化を築いてきました。

子どもたちもみんな夢を持っています。わたしたちは、そんな子どもたちの夢を大切にします。

未来に向かって夢を実現していく喜びを、子どもたちといっしょに感じ合える企業であり続けます。

学研グループ環境憲章

学研グループは、美しい地球を次の世代に引き継ぐために、出版をはじめとした多様な事業を通し、人々の「地球を大切に作る心」を育むとともに、自らの企業活動においても、環境保全に向けて積極的に取り組みます。

環境方針

学研グループは以下の環境方針を定め、その実現に努めます。

- 環境教育・啓発に関する事業を推進いたします。
- 資源を効率的に使用し、環境負荷の少ない事業活動に努めます。
- 環境目的・目標を設定し、その結果を見直し、継続的改善に努めます。
- 環境関連法規およびグループ各社が同意する関連の協定等を順守します。
- この方針を全要員に周知徹底させるとともに、一般にも公開します。

印刷用紙調達方針

学研グループは「履歴が明らかで適正な材料から作られた紙」の調達を推進します。

- 合法性が確認されている木材から作られた紙
- 持続可能な管理を行っている森林の木材から作られた紙
- 間伐材・端材など未利用材から作られた紙
- 回収されたリサイクル資源（古紙）から作られた紙

学研グループは「環境に配慮しているメーカー」から紙を調達します。

- 環境マネジメントシステムの構築など、環境に配慮した事業活動をしているメーカー
- 安全性に配慮して化学物質を使用しているメーカー
- 無塩素漂白処理での製紙の推進に取り組んでいるメーカー

別紙 8

コーポレートガバナンス・コードの各原則に対応する記載場所

以下のとおりですので、それぞれご参照ください。

改訂版東京証券取引所 コーポレートガバナンス・コード	ガバナンス報告書 必須記載原則	当社コーポレートガバナンス・ ガイドライン
基本原則 1		Ⅲ
原則 1-1		Ⅲ-1
補充原則 1-1①		Ⅲ-1-①
補充原則 1-1②		Ⅲ-1-②
補充原則 1-1③		Ⅲ-1-③
原則 1-2		Ⅲ-2
補充原則 1-2①		Ⅲ-2-①
補充原則 1-2②		Ⅲ-2-②
補充原則 1-2③		Ⅲ-2-③
補充原則 1-2④		Ⅲ-2-④
補充原則 1-2⑤		Ⅲ-2-⑤
原則 1-3		V-1
原則 1-4 (改訂)	* 1	V-2
補充原則 1-4① (新設)		V-2
補充原則 1-4② (新設)		V-2
原則 1-5		V-4
補充原則 1-5①		V-4-①
原則 1-6		V-5
原則 1-7	* 2	V-6
基本原則 2		VII
原則 2-1		VII-1
原則 2-2		VII-2
補充原則 2-2①		VII-2-①
原則 2-3		VII-8
補充原則 2-3①		VII-8-①、VII-8-②、 VII-8-③ (新設)
原則 2-4		VII-6-①
原則 2-5		VII-6-③、VII-6-⑤
補充原則 2-5①		VII-6-④
原則 2-6 (新設)	* 3	VII-6-⑥ (新設)
基本原則 3		VIII
原則 3-1 (改訂)	* 4	I、II-3-①、IV-1-②、 IV-2-①、IV-11-①、VII-1、 VIII-3
補充原則 3-1① (改訂)		VIII-1
補充原則 3-1②		III-2-④、VIII-2
原則 3-2		IV-7
補充原則 3-2①		IV-7-①
補充原則 3-2②		IV-7-②

改訂版東京証券取引所 コーポレートガバナンス・コード	ガバナンス報告書 必須記載原則	当社コーポレートガバナンス・ ガイドライン
原則 4-1		IV-1
補充原則 4-1①	* 5	IV-1-①
補充原則 4-1②		IV-1-②
補充原則 4-1③ (改訂)		IV-1-③
原則 4-2		IV-2
補充原則 4-2① (改訂)		II-3-①、IV-2-①
原則 4-3		IV-3
補充原則 4-3①		II-3-①
補充原則 4-3② (新設)		IV-1-④ (新設)
補充原則 4-3③ (新設)		IV-1-④ (新設)
補充原則 4-3④		IV-3-①、IV-3-②、IV-3-③
原則 4-4		IV-6
補充原則 4-4①		IV-6-①、IV-6-② (新設)
原則 4-5		IV-4
原則 4-6		IV-5
原則 4-7		IV-8
原則 4-8 (改訂)		IV-9
補充原則 4-8①		IV-9-①
補充原則 4-8②		IV-9-②
原則 4-9	* 6	IV-10
原則 4-10		II-4、II-4-①、II-4-②、II-4-③、II-4-④
補充原則 4-10① (改訂)		II-4、IV-11-①
原則 4-11 (改訂)		IV-11
補充原則 4-11①	* 7	IV-11-①
補充原則 4-11②	* 8	IV-11-②
補充原則 4-11③	* 9	IV-11-③
原則 4-12		IV-12
補充原則 4-12①		IV-12-①
原則 4-13		IV-13
補充原則 4-13①		IV-13-①
補充原則 4-13②		IV-13-②
補充原則 4-13③		IV-13-③
原則 4-14		IV-14
補充原則 4-14①		IV-14-①
補充原則 4-14②	* 10	IV-14-①
基本原則 5		VI
原則 5-1	* 11	VI-1、IV-1-①、IV-1-②
補充原則 5-1①		VI-1-①
補充原則 5-1②		VI-1-②
補充原則 5-1③		VI-1-③
原則 5-2 (改訂)		VIII-4